

# 平成 29 年 7 月善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 29 年 7 月 18 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 報 告

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下願に係る報告について

6. そ の 他

7. 閉 会

平成29年7月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成29年7月18日（火）13時32分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員，2 谷口義弘委員，3 川田治弘農地専門部会長，4 渡辺政幸委員，5 佐柳博秋委員，6 遠山建治委員，7 瀬川治農地専門部会長職務代理者，8 山地孝義委員，9 増田アサミ委員，10 大川善四郎委員，11 大西光義委員，12 尾上一美委員，13 堀井伸一委員，14 香川貞行委員，15 南光紀夫農政専門部会長，16 土居信雄委員，18 原巧農政専門部会長職務代理者，19 三原正子委員，20 藪内實委員，21 近藤正三会長職務代理者，22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 19 三原委員（13時39分 入室）
5. 欠席委員 17 近藤隆委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一，局長 平田 和明，係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下願に係る報告について
9. 議 事  
局 長 それではただいまより平成29年7月の定例会，農地専門部会を始めさせていただきます。なお近藤隆委員より本日欠席の連絡を受けております。それではまず立石会長より，ご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしくお願ひします。  
会 長 それでは改めましてこんにちは。皆様，3年間大変お疲れ様でした。今日が皆様の任期である3年間の最後の会というわけでありますので，慎重な審議をよろしくお願ひできたらと思います。この3年間は皆様のご協力をいただきまして，農業委員会としましても非常に充実した委員会活動がで

きたと思います。ここにおられる方の中で3分の1くらいの方は引き続き農業委員としてまたお願いしなければならない状況であり、もう3分の1くらいの方には新しくできる最適化推進委員としてお願いしなければならない状況でありまして、もう3分の1の方は農業委員会業務からは離れることとなりますが、皆様にはこの3年間頑張っていたいただいた経験を活かしていただいて、今後とも善通寺市の農業のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

局長 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、川田農地専門部会長，よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

はい。皆さん，改めまして，こんにちは。それではただいまより7月の農地専門部会をはじめさせていただきたいと思います。まず，本日の議事録署名人には，議席第20番の藪内委員さんと，第1番の高田委員さんの両名，よろしくお願ひ申し上げます。それでは，早速ですが，議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい，それでは，議案第1号，農地法第3条第1項の規定による許可申請について，議案書の1ページと2ページで，○件の案件でございます。座って説明をさせていただきます。

番号1ですが，譲渡人，○○○○様，譲受人，○○○○様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は○○歳と高齢で，現在は妻と2人で○○○町に居住しております。○○町の山間部にある本申請地は，現在は休耕地の状態で，一部は木が生えて山林化しているところや，一部はびわが植樹されていますが，手入れは行き届いていない状態です。なお，譲渡人の所有する農地は本申請地の5筆ですべてであります。一方譲受人である○○氏は，過去に○○○にて約○年半の農業経験を持つ人物であり，これまでスナップエンドウ，なす，タマネギ，ピーマン，アスパラ，柿，スモモ，キウイなどを栽培した実績があります。譲受人は，今回善通寺市民となり，○○町の休耕地を開墾し利用することで，今までの経験を活かして，びわやいちじくなどの果樹を中心に栽培してい

きたいとのことであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇〇，畑，〇〇〇〇㎡，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡の所有権移転売買を行うものであります。譲受人は，〇〇〇での農業経験や実績があること，農作業に必要な農機具に関しては，家族ぐるみのつきあいのある〇〇氏より農機具使用に関する証明書が提出されていること，本申請地取得後は年間〇〇〇日農作業に従事すること，現在本市での所有農地はありませんが，本申請地を取得すれば下限面積要件を満たすこととなり，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域外の第〇種農地であります。

続きまして，議案第1号番号〇以降の説明に入る前に，番号〇から番号〇は故〇〇〇〇氏の相続財産管理に関するものでありますので，今回の経緯について概要をご説明いたします。〇〇〇〇氏が平成〇〇年〇月〇〇日に死亡し，相続人が不在のため，縁戚関係にある〇〇〇〇氏が申し立てを行い，平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇弁護士が相続財産管理人として選任されました。そして，平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇弁護士より本市の農業委員である〇〇〇〇氏，〇〇〇氏に所有農地の処分について協力依頼があり，今回農地の処分の目処がついたため，申請に及んだ案件であります。それでは番号〇ですが，貸人，〇〇〇〇様，借人，〇〇〇〇様，使用貸借権設定の案件でございます。本件は次にご説明いたします番号〇のものと少し関連しておりまして，故〇〇〇〇氏の相続農地の処分にあたり，相続財産管理人より農業委員に協力依頼があったものであります。貸人である〇〇〇氏は，〇〇氏とは遠い親戚関係にあるとのことであります。借人である〇〇氏は昔農業を営んでおりましたが，国道〇〇〇号バイパスの工事に伴い，当時所有していた農地がすべて収用されたことから，現在所有農地はありません。しかしながら，農業を再開したいという思いは強くあったとのことであります。本申請は，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇〇㎡，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇〇㎡，の合計〇〇〇〇㎡について使用貸







第3条第1項の規定による許可申請，番号〇から〇の〇つの案件につきまして，ここで皆様方のほうから，何かご意見，ご質問がございましたら承りたいと思います。何かございませんか。

(全委員意見，質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問ないようでございます。賛成の方，挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして，議案第1号，農地法第3条第1項の規定による許可申請については，原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号，農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい，議案第2号，農地法第4条第1項の規定による許可申請について，議案書の3ページで，〇件の案件でございます。

番号〇ですが，申請者，〇〇〇〇様，無断転用による宅地拡張の案件でございます。本件は次にご説明申し上げる議案第〇号の番号〇の相談があった際，窓口で無断転用の土地はないか聞いたこともあり，申請者が所有農地をよく調べたところ，本申請地が無断転用にあたることがわかったため，それを自主的に是正するものであります。本申請地は，〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目が田で現況地目が雑種地である〇〇〇㎡である現在自宅の北側にある市道〇〇線に面した土地でありまして，昭和〇〇年頃に自宅の庭として無断で造成を行っております。後の番号〇の案件でも説明いたしますが，申請人である〇〇氏は腎不全の病のため，治療をしていくにあたり現在の住居に住み続けることはできないとのことであります。そのため，新しいバリアフリーの住宅を建築して，そこで治療を続けていくことが予定されており，現在居住している住宅は新しい住宅が完成後に，新たな借り手を探すとのことであります。当該申請地を無断で転用した理由についてですが，農地法を熟知していなかったとのことでありまして，約〇〇年以上前に自宅の庭として無断で造成をしておりますが，始末書にて反省の念を示していることから，許可もやむを得ないと考えております。



よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号、農地法第4条許可申請、○件の案件について事務局より説明がありました。それでは、順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号○ですが、○○○町○丁目ですので、遠山委員さん、よろしくお願ひします。

遠山委員

はい。先日、○○地区の○名で現地調査を行い、また申請者にもお会いして話をしてきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号○ですが、これも同様に○○○町○丁目ですので、遠山委員さん、よろしくお願ひします。

遠山委員

はい。先ほどのものと同様に現地確認を行いました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号○ですが、○○町ですので、本来ならば私でございますが、私が議事進行をしている関係上、土居委員さん、よろしくお願ひします。

土居委員

先日、現地確認を行いました。また近所の人にもご意見をお聞きしたところ、問題ないとのことですので特段問題はございません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見，質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第2号，農地法第4条第1項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，報告第1号，農地法第4条申請取り下げ報告について事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは，報告第1号「農地法第4条申請取下げ報告」についてご説明いたします。報告の1ページをご覧ください。今回，取下願いが出された案件につきましては，平成〇〇年〇月の定例会の議案第〇号 - 番号〇でご審議頂いた案件でございます。内容につきましては，〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇〇〇〇様が所有する第〇種農地である〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇及び同所〇〇〇〇番〇の田〇筆，面積〇〇〇㎡について，その土地の一部が無断転用となっていたため，それを是正するため申請に及んだもので，県知事には許可相当との意見書を添えて進達したものです。しかしながら，当該土地には公図上水路が存在しており，許可に至るにはそれを用途廃止して寄付採納の手続きが必要であり，それにはかなりの費用的負担が発生することから，すぐにそれを行うのは費用の面で厳しいとのことから，県知事許可までには至らず，現在まで保留状態となっておりましたところ，〇〇様から一旦取下げたいとの意向があり，平成〇〇年〇月〇〇日に農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願いが提出され，県知事には平成〇〇年〇月〇日に受理されました。報告第1号「農地法第4条申請取下」についての報告は以上でございます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは，ただ今，事務局より説明がありまし

た，農地法第4条申請取下報告につきまして，皆様方のほうから，何かご意見，ご質問はございませんか。

(全委員質問なし)

川田農地専門部会長

以上で本日予定されておりました議案審議については，全て終了いたしました。ありがとうございました。

閉会時刻 14時19分